

住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市町村が行う耐震対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて補助金等交付規則（昭和34年長野県規2則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 アからウまでのいずれにも該当するものをいう。（ただし、規模等により（一財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法が適用できないものを除く。）
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。以下同じ。）
 - イ 木造在来工法の住宅
 - ウ 長屋及び共同住宅（以下「集合住宅」という。）以外の個人所有の住宅
- (2) その他の住宅 昭和56年5月31日以前に着工された既存木造住宅以外の住宅をいう。
- (3) 避難施設 ア及びイのいずれにも該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工された建築物
 - イ 市町村長が指定した避難施設で、国、県、市町村、広域連合及び一部事務組合の所有する建築物以外の建築物
- (4) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する建築物をいう。（ただし、耐震改修促進法施行令第4条第2号に係るものを除く。）
- (5) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する建築物をいう。
- (6) 緊急輸送道路等 耐震改修促進法第5条第3項第2号又は同項第3号の規定により地震時に通行を確保すべき道路として市町村耐震改修促進計画又は耐震改修促進計画に位置付けられた道路をいう。
- (7) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）に定めるところにより、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (8) 耐震改修工事 耐震改修促進法第2条第2項に定義されたことをいう。
- (9) 診断士 知事が、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を有する者として認め、別に定める方法により、長野県木造住宅耐震診断士名簿に登録した者をいう。
- (10) 第三者機関 長野県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成27年長野県規則第3号）第4条の規定により、耐震診断の結果を判定する知識及び能力を有すると知事が認めた者をいう。

- (11) 長野県建築物構造専門委員会 既存木造住宅において行う耐震補強工法の性能を評価するため、県が設置する委員会をいう。
- (12) 総合評点 既存木造住宅の耐震診断により得られた上部構造評点をいう。
- (13) 国庫助成額 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日国官会第 2317 号国土交通事務次官通知。以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅲ編の住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額をいう。
- (14) 耐震設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の図面、仕様書、積算見積書、構造計算書（保有水平耐力計算、限界耐力計算及び時刻歴応答計算に係るものに限る。）等の作成をいう。
- (15) アクションプログラム 交付金交付要綱附属第Ⅱ編の交付対象事業の要件 2.耐震改修促進計画等の 2 に規定する住宅耐震化緊急促進アクションプログラムをいう。
- (16) 省エネ工事 開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事をいう。
- (17) ZEB 水準 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 m²未満）は 20%削減）となる省エネ性能水準をいう。

（施行区域）

第 3 住宅・建築物耐震改修総合支援事業の施行区域は、県内全域とする。

（補助対象事業の種類、経費及び補助率）

第 4 第 1 に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金交付の条件）

第 5 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分又は内容の変更をしようとするとき
 - イ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (2) 補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（交付申請書等）

第 6 規則第 3 条に規定する申請書は、住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第 3 条に規定する関係書類は、事業計画書及び歳入歳出予算書とする。

（変更承認申請書等）

第 7 第 5 の規定による承認の申請は次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は内容の変更をしようとするとき 住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金変更承認申請書、変更事業計画書及び変更歳入歳出予算書
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金完了期限延長申請書
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金中止(廃止)承認申請書

(交付申請の取下げ)

第 8 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金交付取下書を、当該補助金の交付決定通知を受けた日から起算して 15 日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書等)

第 9 規則第 12 条第 1 項前段に規定する実績報告は、住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金実績報告書によるものとし、同項後段に規定する実績報告は、住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金年度終了実績報告書によるものとする。

2 規則第 12 条第 1 項に規定する関係書類は、事業実績書及び歳入歳出決算(見込)書とする。ただし、住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金年度終了実績報告書に添付する関係書類は、事業実施状況調書とする。

3 前 2 項の書類の提出期限は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第 10 市町村長は補助金の交付請求をしようとするときは、住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第 11 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の提出部数及び経由)

第 12 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の提出部数は 1 部とする。

附則

第 1 施行期日

この要綱は平成 19 年度の補助金から適用する。

附則

第 1 施行期日

この改正後の要綱は平成 20 年度の補助金から適用する。

附則

第1 施行期日

この改正後の要綱は平成21年度の補助金から適用する。

附則

第1 施行期日

この改正後の要綱は平成23年度の補助金から適用する。

附則

第1 施行期日

この改正後の要綱は平成24年度の補助金から適用する。

附則

第1 施行期日

この改正後の要綱は平成26年度の補助金から適用する。

第2 経過措置

この要綱の適用の際、この改正前の規定により実施した精密耐震診断は、この要綱の規定により実施した耐震診断とみなす。

附則

第1 施行期日

この改正後の要綱は平成27年度の補助金から適用する。

附則

第1 施行期日

この改正後の要綱は平成28年度の補助金から適用する。

附則

第1 施行期日

この改正後の要綱は平成29年1月31日から適用する。

附則

第1 施行期日

この改正後の要綱は平成29年度の補助金から適用する。

附則

第1 施行期日

この改正後の要綱は平成30年度の補助金から適用する。

附則

第1 施行期日

この改正後の要綱は令和元年10月1日から適用する。

附則

第1 施行期日

この改正後の要綱は令和3年4月1日から適用する。

附則

第1 施行期日

この改正後の要綱は令和5年4月1日から適用する。

(別表) (第4関係)

補助の対象		補助率
事業の種類	対象経費	
耐震診断士派遣事業	既存木造住宅の所有者の希望によって、市町村が診断士を派遣する事業に要する経費。ただし、65,000円/戸を限度とする。	4分の1以内
	避難施設の所有者の希望によって、市町村が診断士を派遣する事業に要する経費。ただし、1,000円/㎡を限度とする。	3分の1以内
その他の住宅耐震診断補助事業	<p>その他の住宅の所有者が実施する耐震診断に要する経費に対し、市町村が補助する事業に要する経費。ただし、戸建て住宅にあっては、136,000円/戸に、戸建て住宅以外の住宅にあっては、次に定める経費を合算した額（ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する経費以外の経費を要する場合にあっては、次に定める経費を合算した額に1,570,000円を限度として加算することができるものとする。）に、3分の2を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>ア 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡</p>	4分の1以内
住宅耐震設計補助事業	住宅の所有者が実施する耐震設計に要する経費に対し、市町村が補助する事業に要する経費。ただし、200,000円/戸を限度とする。	4分の1以内
特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業	特定既存耐震不適格建築物の所有者である民間事業者等（個人施行者を含む。）が実施する耐震診断に要する経費に対し、市町村が補助する事業に要する経費。ただし、次に定める経費を合算した額（ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する経費以外の経費を要する場合にあっては、次に定	4分の1以内

	<p>める経費を合算した額に 1,570,000 円を限度として加算することができるものとする。)に3分の2を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>ア 面積 1,000 m²以内の部分は 3,670 円/m²</p> <p>イ 面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,570 円/m²</p> <p>ウ 面積 2,000 m²を超える部分は 1,050 円/m²</p>	
大規模建築物等耐震改修緊急促進事業	<p>(1) 要緊急安全確認大規模建築物の所有者である民間事業者等（個人を含む。）が実施する耐震改修工事等（耐震性を確保するための耐震改修工事又は現地建替え工事（<u>建替え後の建築物は ZEB 水準に適合すること。</u>）をいう。）に要する経費に対し、市町村が補助する事業に要する経費。ただし、耐震改修工事等に係る床面積（建替え工事の場合は建替え前の建築物の延べ面積）に 51,200 円/m²を乗じた額に、23.0%を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>(2) <u>建替え工事に併せて行う省エネ工事に要する経費に対し、市町村が補助する事業に要する経費（省エネ工事に要する費用相当分の又は省エネ工事に係る床面積（建替え前の建築物の延べ面積）に 9,600 円/m²を乗じて得た額のいずれか低い額）を限度とし、加算する。</u></p>	4分の1以内
既存住宅耐震改修等補助事業	<p>(1) アクションプログラムを策定し、そのすべての取組を実施する市町村については次に掲げる経費 次のいずれかに掲げる工事等に要する経費（耐震設計等費及び耐震改修工事費を合算した額）に対し、市町村が補助する事業に要する経費（1戸当たりの耐震改修工事等に係る費用の5分の4又は1,000,000円のいずれか低い額を限度とする。）から国庫助成額に相当する額を除く額。</p>	2分の1以内

	<p>ア 住宅（賃貸住宅を除く。）について、耐震改修促進法の規定に基づく耐震改修計画の認定を受けることのできる工事</p> <p>イ 診断士が行った耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の既存木造住宅について行う耐震改修工事（長野県建築物構造専門委員会において評価された工法を用いた工事を含む。）であって、工事後の総合評点が 0.7 以上かつ工事前の総合評点を超えるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる市町村以外の市町村については次に掲げる経費 前号ア又はイに掲げる工事に要する経費に対し、市町村が補助する事業に要する経費（1 戸当たり工事費の 2 分の 1 又は 1,000,000 円のいずれか低い額を限度とする。）から国庫助成額に相当する額を除く額。</p> <p>(3) <u>耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅（賃貸住宅を除く。既存木造住宅については、診断士が行った耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のものに限る）について行う除却工事に要する経費に対し、市町村が補助する経費（除却工事に要する費用相当分の 2 分の 1 又は 838,000 円/戸のいずれか低い額を限度とする。）から国費助成額に相当する額を除く額。</u></p>	
<p>避難施設耐震補強補助事業</p>	<p>耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された避難施設（市町村の地域防災計画に位置付けられたもの又は位置付けられることが確実であるものに限る。）について行う耐震改修工事に要する経費に対し、市町村が補助する事業に要する経費。ただし、耐震改修工事に係る床面積に 51,200 円/m²を乗じた額に 3 分の 2 を乗じて得た額又は 8,000,000 円のうちいずれか低い額を限度とする。</p>	<p>4 分の 1 以内</p>

沿道建築物実態調査補助事業	市町村が行う緊急輸送道路等の沿道建築物の実態調査に要する経費。	4分の1以内